



朝霞市告示第201号

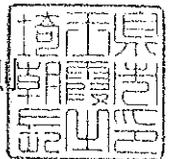
あずま南地区（大字根岸及び大字台の各一部）住居表示に伴う
町の区域及び町名に係る変更案について

住居表示を実施するため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により、この地区の町の区域及び町名に係る変更案を次のとおり告示する。

なお、公示された案に係る区域内に住所を有する者で市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市長に対し、公示の日から30日を経過するまでに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

令和5年 11月 6日

朝霞市長 富岡 勝則



1 住居表示実施予定区域

あずま南地区（大字根岸及び大字台の各一部）

2 町の区域及び町名に係る変更案

別図のとおり